

小牧市議会議案第65号

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月26日提出

小牧市議会議員	澤	田	勝	巳
同	上	長	田	淳
同	上	安	江	美代子
同	上	舟	橋	秀和
同	上	加	藤	晶子

## 小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例

小牧市議会委員会条例（昭和45年小牧市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表文教建設委員会の項中「都市建設部」を「建設部、都市政策部」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

### 提出理由

この案を提出するのは、小牧市事務分掌条例の改正に伴い、文教建設委員会の所管事項の一部を変更するため必要があるからである。

## 参考資料

### 小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 文教建設委員会の所管事項中、都市建設部の所管に属する事項を建設部及び都市政策部の所管に属する事項に改める。（第2条関係）
- 2 この条例は、令和元年8月1日から施行する。